手話はもうひとつの言語

いわ手で話そう

岩手県手話言語条例

（言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例）について

岩手県
Iwate Prefecture

手話で話そう。いわ手で話そう。

ことばが違っても、会話ができるとうれしいね。

耳で音声を聞きとり、自分の声で相手と話したり、自分のきもちや意見をつたえたりすること。多くの人は幼いころからあたりまえのように続けています。

しかし、生まれつき耳が聞こえない人、日本語などの音声言語をおぼえる前に耳が聞こえなくなった人、音声言語は話せるけれど病気や事故で耳が聞こえなくなった人…これらの聴覚障がいのある方々の中に、「手話」を必要とする「ろう者」の方々がいらっしゃいます。

ろう者は、相手と話したり、自分のきもちや意見をつたえたりする時の言語として、手話を使います。手話は、手や指、顔の動き等を使って表現する非音声言語です。

聞こえる人も、聞こえない人も心を通じ合わせるコミュニケーション。手できもちをつたえ、支え合っていきましょう。

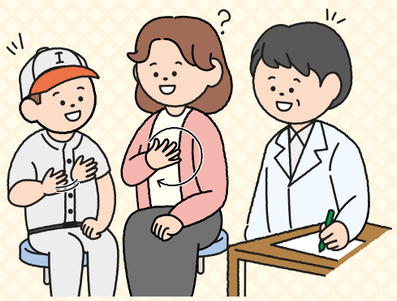

聴覚障がいと手話

● 聴覚障がい

聴覚障がいとは、音を聞く・感じる器官や耳から脳へ信号を送る経路に障がいがあり、話し言葉や周囲の音が聞こえない、または聞きづらくなる状態をいいます。また、そのような状態にあり、手話を必要とする人を「ろう者」と呼びます（※）。障がいの原因や聞こえ方、支援の度合いは人それぞれです。

※盲ろう者、ろう重複障がい者、ろう児を含める

● 手話

手話は手・指・腕の形や動き、顔の動き等を使って、視覚的に意思疎通や情報発信をする言語の一つです。そして、視覚を活用した言語ならではの文法や言葉があります。みなさんが使う日本語や、英語などの外国語と同様に「方言」があり、また性別や年代によっても異なります。

岩手県では「手話を必要とする人を含む全ての人が共生することができる社会の実現」のために“言語としての手話を使用しやすい環境を整えるための約束”をつくりました。

岩手県手話言語条例

（正式名称：言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例）

POINT 01 手話を必要とする人を含む全ての人の人格と個性を尊重し合う（基本理念：第2条）

「手話は言語」という認識のもと、全ての人が幸せに共生していくために相互理解をすること、個性を尊重しあうことが、この条例の制定の目的です。岩手県では、県民一人ひとりの声に向き合いながら、手話を使用しやすい環境づくりを推進していきます。

「いわて!わんこ広報室」（テレビ放送）での手話通訳

POINT 02 手話を知る・習得するための機会をつくる（県の責務：第3条、第5条～第9条）

県は、手話を使用しやすい環境の整備に関する総合的な施策を策定、実施します。具体的な取組は以下のとおりです。

- 県民の手話に対する理解及び学習機会の確保
- 手話による情報発信等
- 手話通訳を行う者の技能向上
- 手話を必要とする幼児等に対する手話の習得機会の提供等

県立視聴覚障がい者情報センターYouTubeチャンネルでの情報発信

POINT 03 みんなで手話を使用しやすい環境をつくる（県民及び事業者の役割：第4条）

県民及び事業者の皆様には、手話についての理解を深めるとともに、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策への協力に努めるようお願いします。

手話勉強会（主催：岩手県聴覚障害者協会）

条例の全文は、岩手県公式ホームページよりご確認ください。▶

手話を理解しよう

岩手の盲ろう教育発祥の地
石碑（岩手県民生活センター）

“言語”としての手話の歴史

過去には手話の使用がとがめられ、ろう者の尊厳が傷つけられた時代がありました。

現在は法改正や条例施行により、ろう者差別は少なくなりましたが、手話に対する理解はまだ十分とは言えず、日常生活や社会活動において大きな障壁となっています。

1879年	日本で最初の公立盲学校・ろう学校として「盲唖院」ができる。
1880年	国際聾唖教育会議（イタリア）で、ろう学校での手話の使用を禁止し、くちびるを読ませ発声訓練をさせる口話の教育を積極的にすすめることを宣言。
1911年	盛岡市仁王小路に私立岩手盲唖学校（現：岩手県立盛岡聴覚支援学校）を創立。
1933年	日本のろう学校での手話使用が事実上禁止される。
1956年	岩手県立一関聾学校（現：岩手県立一関清明支援学校）を創立。
2006年	国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において、「手話は言語である」と規定される。※言語には非音声言語が含まれることが明記。
2006年	県内初の聴覚障害者情報提供施設（岩手県立視聴覚障がい者情報センター）を設置。
2011年	「改正障害者基本法」において、日本で初めて手話の言語性が認められ、「言語（手話を含む）」と明記される。
2013年	鳥取県が全国で初めて手話言語条例を制定。
2014～2016年	日本が「障害者の権利に関する条約」を批准し、「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」が施行される。
2014年10月	岩手県議会に「手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願」が提出され、議会が採択。
2019年7月	岩手県議会に「岩手県手話言語条例の制定を求める請願」が提出され、議会が採択。
2021年6月	県内で初めて、釜石市が「釜石市手話言語条例」を施行。
2024年4月1日	「岩手県手話言語条例」が施行。

岩手県立盛岡聴覚支援学校

岩手県立一関清明支援学校

岩手県内には聴覚障がいのある児童・生徒の受け入れを行う支援学校が2校あります。周辺の公立学校や地域の方々との交流にも積極的に取り組んでいます！

知ってくれるとうれしいな　ろう者との共生のために

みなさんの小さな思いやりが、手話を必要とする方々の困りごとや不安なことを減らす手助けになります。そのために、知ってくれるとうれしいことをお知らせします。

視覚的につたわる「手話」、ぜひ使ってみましょう。

相手につたえたい意思や情報を、画面の字幕や紙での筆談で表すことが有効な時もありますが、それだけでは上手くつたわらない時もあります。相手のきこえや特性に合わせて、手話を使うことが必要です。

1 呼び出しや放送

病院の呼び出しの声が聞こえないため順番を後回しにされてしまう、放送が聞こえないため電車の遅れがわからないなどの事例があります。手話の使用や状況に応じて可能な伝達方法でつたえましょう。

2 危険な状況への対応・反応

危険を音で察知することができないため、身を守る行動をすばやく取ることが難しい場合があります。一分一秒でも早く、周囲の状況などを知らせて、安全確保ができるようにすることが大切です。

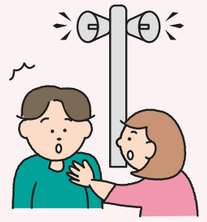

3 複数の人が集まる時

会議などでは「いま誰が話しているのか」がわからないことがあります。一人ずつ話すなどの配慮の上で、手話の使用や、必要に応じて手話通訳を依頼するなどして話をしましょう。

4 話し手の顔からの情報

手の動きだけでなく、話し手の顔や口の動きを見て、感情や言葉の意味を理解します。話し手はマスクやサングラスをつけるのは避け、ろう者に顔をはっきり見せるように話しましょう。

● 盲ろう者とは

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障がいを持っている方を「盲ろう者」と呼びます。会話の方法はさまざまですが、その人のきこえや見え方の程度に応じて、話し手の手話に触れて理解する「触手話（触読手話）」、見える範囲内で手話を表す「弱視手話（接近手話）」を使うことがあります。手話は視覚的な言語でありながら、盲ろう者の方にもなくてはならない言語の一つです。

手話を学んでみよう

日常生活や緊急時に使える手話を紹介します。覚えたら周りの人と話してみましょう。

こんにちは（昼+挨拶）

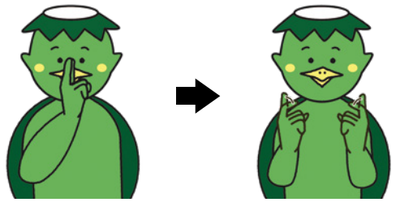

人差し指と中指を立て、おでこにあてます。

人差し指を向かい合わせて曲げます。

岩手

右手を頭の形にあわせ、なでるようにして手のひらを見せます。

手話

両手の人差し指を向かい合わせ、胸の前でまわします。

ありがとう

左手の甲に右手を乗せ、まっすぐ上にあげます。

よろしくおねがいします（よい+依頼）

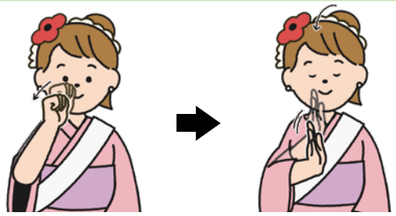

右手をグーの形にして鼻から前に出し、手を開いて頭をさげます。

にげる（避難）

両手をにぎってななめ右上に腕をあげます。

火事・火災

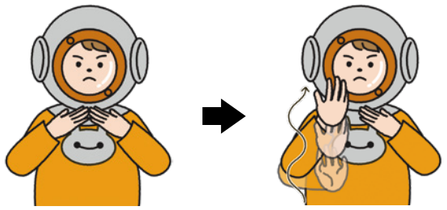

両手で屋根の形をつくり、左手はそのままで右手をひねりながら上にうごかします。

地震

手のひらを上に向けて同時に前後させてゆらします。

あぶない

指を折り曲げて胸をたたきます。

わかる

右の手のひらを胸にあてて軽くさげます。

わからない

右の手のひらで右胸を2回はらうようにうごかします。

できる

軽く指を曲げた右手を左胸にあててから右胸へうごかします。

できない

右手の親指を立て、ほほにあてるようにします。

手話を使ってみよう

お住まいの地域の手話講座やサークル等で手話を学び、積極的に手話を使ってみましょう。

●手話サークル・講座への参加

教養講座

岩手県聴覚障害者協会が主催し、手話を使える環境を整え、手話を使うろう者も聞こえる人も集まって、様々な研修・交流を行っています。

お住まいの地域で参加できる手話サークルや講習会の情報については、各市町村の障がい福祉担当課、岩手県社会福祉協議会、各市町村の社会福祉協議会へお問い合わせください。

「青年サロン」の様子

●手話による意思疎通支援者になるには

各市町村では、「手話奉仕員（ボランティア）」の養成講座を行っており、日常生活程度の手話（入門課程・基礎課程）から体系的に学ぶことができます。

さらに、県ではろう者の意思疎通を支援する「手話通訳者」を養成するため、養成講習会（講習期間2年）を行っています。

意思疎通支援者の派遣

会議・イベント等において手話での支援が必要な場合は、各市町村の障がい福祉担当課、県立視聴覚障がい者情報センターへお問い合わせください。

コミュニケーションをサポートするその他の方法

きこえの程度は、人それぞれ。相手が望むサポートを確認した上で、その場の環境や状況に合わせて使ってみましょう。

- 紙や手のひらへの筆談・空書き
- スマホを使って話す内容を文字で伝える
- 字幕を動画に表示する
- ジェスチャー
- 警報やチャイム、呼び出しを光や振動で伝える
- 電話リレーサービスの利用 ※裏表紙参照
- 補聴器・人工内耳を使用する人が聞き取りやすい声量、声質、話し方
- 雑音が少ない環境づくり

いわてのみんなで理解・協力

手話および手話を必要とする方々への理解や配慮にご協力をお願いします。

県民の皆さん

地域の手話講座やサークルに参加して、自分たちにできることは何かを考えてみましょう。警報や放送に気づかないなど、本冊子５ページの内容と同じように困っている人がいたら手助けをお願いします。

県&条例がサポートします

事業者の皆さん

お客様に対しては、手話など音声以外の方法を利用し、視覚でわかりやすい対応をお願いします。従業員に対しては、日頃から使う用語は手話で伝えられるように習得するなど、適切な支援や工夫をしましょう。

電話リレーサービスのご案内

(一財)日本財団電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。詳しくは各サイトをご確認ください。

日本財団電話リレーサービスHP

岩手県公式HP

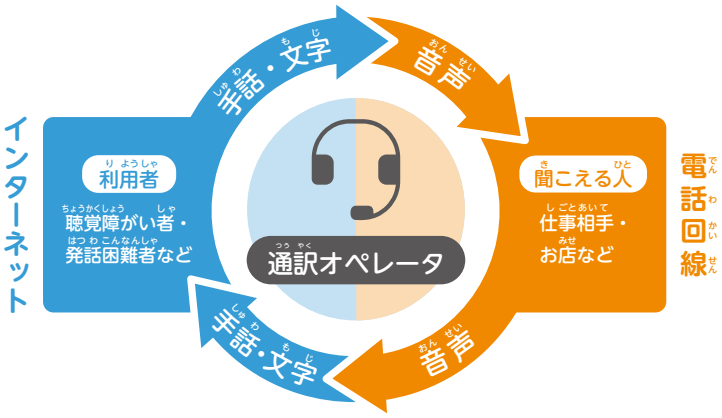

手話や各種支援等に関するお問い合わせ

支援機関

岩手県立視聴覚障がい者情報センター
〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目７番１号
アイーナ4F
Tel／019-606-1743（代表） Fax／019-606-1744

当事者団体

(一社)岩手県聴覚障害者協会
〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳 13-42-1
Tel／019-601-2020　Fax／019-601-2021
Email／info@iwate-deaf.or.jp

県の担当課

岩手県 保健福祉部 障がい保健福祉課 障がい福祉担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
Tel／019-629-5448　Fax／019-629-5454

この冊子はWEBページ（PDF）でもご覧いただけます。
ご家族や友人など周りの人へシェアしてみませんか？

※本冊子に掲載の情報は、2025年2月現在のものです。